平成２５年（フ）第９８号
佐賀県唐津市二タ子３丁目10番15号
債務者　岩崎美代子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　染谷　悦之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第３号
秋田県山本郡三種町鵜川字東本田23番地５
債務者　泉　　操
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　塁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第１４８号
神奈川県茅ヶ崎市松浪２丁目８番16号
債務者　林　　淳
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４９号
神奈川県茅ヶ崎市松浪２丁目８番16号
債務者　林　　満穂
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０６号
石川県河北郡津幡町字杉瀬ニ23番地１
債務者　濱中　清満
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊田　慶宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３３３号
岐阜県山県市高木1419番地４　高木ハイツ６号、申立時の住所岐阜県山県市富永837番地
債務者　ファッションエフこと　山下　太志
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋保　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１３号
奈良県桜井市上之庄383番地１、住民票上の住所奈良県桜井市大字箸中759番地の１
債務者　嶋岡　進吾
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３０号
奈良市西大寺国見町１丁目５番７―106号
債務者　谷　　洋子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第８号
秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴160番地
債務者　佐々木良子
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第６９９号
千葉県松戸市栗ヶ沢789―10　旭神経内科リハビリテーション病院内、住民票上の住所千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地21棟506号
債務者　一之瀬　晃
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７１０号
千葉県松戸市西馬橋相川町177番地の１　メゾン相川106号
債務者　宮本あけみ
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４８号
千葉県柏市柏６丁目３番16―306号
債務者　本間真由美
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１７号
奈良市東九条町777番地の１　８―304号
債務者　下川　敏秋
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２０号
奈良県生駒市中菜畑２丁目1019番地１　グリーンマンション418
債務者　堺　　有司
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第５号
徳島県阿南市上中町南島734番地11　コントレイルＫ221号、旧住所徳島県阿南市那賀川町手島榎瀬35番地プレジデント那賀川102号室
債務者　山形　美里
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第１３２号
北海道苫小牧市緑町１丁目21番９号　ガイア緑町103
債務者　井山　和也（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部